

身体障害者等に対する駐車料金の減免について

身体障害者等が、広島市市営基町駐車場を使用した場合には、広島市市営駐車場条例（昭和45年条例第13号）第10条第7項の規定に基づき、以下のとおり駐車料金を減免する。

1 普通自動車

(1) 対象者

身体障害者等で、次の各号に該当する者が、自ら車両を運転し、又は介護者の運転する車両に同乗して市営駐車場を使用した場合には、駐車料金を減免する。

ア 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当するもの。

イ 療育手帳の交付を受けている者のうち、同手帳の障害の程度の記載欄に㊦又はAと記載されたもの。

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、同手帳の障害等級の記載欄に1級と記載されたもの。

エ 広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）第3条の6第13号に規定する標章を当該車両に掲示しているもの。

(2) 減免方法

減免は、当該使用者の申し出に基づき行うものとする。駐車料金の減免を受けようとする者は、それぞれ次に掲げるものを係員に提出しなければならない。

アの場合 身体障害者手帳

イの場合 療育手帳

ウの場合 精神障害者保健福祉手帳

エの場合 身体障害者手帳または、療育手帳（色素性乾皮症患者を除く）及び所定の標章

(3) 減免内容

駐車料金の減免は、駐車開始時刻から引き続き2時間を経過する時間までの部分の駐車料金について行う。ただし、定期料金、1泊料金及び夜間料金については、減免しない。

2 自動二輪車

(1) 対象者

次の各号に該当する者が、駐車場を一時利用又は登録利用する場合には、駐車料金を減免する。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 知的障害者に係る療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(2) 減免方法

減免は、当該使用者の申し出に基づき行うものとする。駐車料金の減免を受けようとする者は、それぞれ次に掲げるものを係員に提出しなければならない。ただし、登録利用の場合に駐車料金の減免を受けようとするときは、当該手帳の提示に加えて所定の申請書を提出しなければならない。

アの場合 身体障害者手帳

イの場合 療育手帳

ウの場合 精神障害者保健福祉手帳

(3) 減免内容

駐車料金を減免する額は、一時利用は免除、登録利用は半額とする。